

販売又は授与する医薬品の区分、兼営事業の種類

販売又は授与する医薬品の区分	☐ 要指導医薬品 ☐ 第一類医薬品 ☐ 指定第二類医薬品 ☐ 第二類医薬品 ☐ 第三類医薬品
兼営事業の種類	☐ 薬局 ☐ 高度管理医療機器等販売業貸与業 ☐ 管理医療機器販売業貸与業 ☐ 毒物劇物販売業 ☐ 卸売販売業 ☐ なし

医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要

1 週間当たりの開店時間（特定販売のみを行う営業時間を除く）	時間
要指導医薬品、一般用医薬品の情報提供を行う場所の数	箇所
要指導医薬品又は一般用医薬品の販売時間 ※ 1	時間／週
要指導医薬品又は一般用医薬品の販売に従事する薬剤師、登録販売者の勤務時間の合計 ※ 2	時間／週
要指導医薬品又は第一類医薬品の販売時間 ※ 1	時間／週
要指導医薬品又は第一類医薬品の販売に従事する薬剤師の勤務時間の合計 ※ 2	時間／週
相談を受ける時間内の情報提供及び指導の体制	有 ・ 無
要指導医薬品等の適正販売等を確保するための指針	有 ・ 無
要指導医薬品等の適正販売等のための業務手順書	有 ・ 無
従事者から開設者への事故報告の体制	有 ・ 無
医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定	有 ・ 無